

茨城県災害時保健活動マニュアル (第2版)

**平成29年1月
茨城県保健福祉部保健予防課**

はじめに

平成 27 年 9 月 10 日に発生した関東・東北豪雨災害は、本県の常総市を中心に周辺地域の生活に甚大な被害をもたらしました。

今回の災害では、最大避難者数 10,390 人、避難所は 299 箇所（35 市町）におよび、常総市を中心に県内市町村関係者はもとより、近隣の都県からも多くの関係者やボランティアの方々に御協力をいただきました。このことにより、避難所や居宅における被災者まで、多方面にわたり保健活動を展開することができましたことに、御支援いただいた全ての皆様に心から感謝いたします。

災害時の保健活動に関しましては、東日本大震災の経験を踏まえて策定した「茨城県災害時保健活動マニュアル」を活用し、保健師の派遣調整や被災者の健康管理を行いました。が、実際の活動に必要な具体的内容や受援（支援を受ける）体制が整っていないなどの課題も明らかになりました。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震災害において、本県では、被災された方々の支援のため、熊本県の要請に基づいた厚生労働省の派遣調整のもと、県・市町村保健師合同チームを被災地に派遣しました。この派遣をとおして、本県では、情報提供の方法やロジスティクスの役割の重要性など貴重な経験をさせていただきました。

この度、これらの活動を検証し、「茨城県災害時保健活動マニュアル」をより活用しやすい「第 2 版」として改訂を行いました。が、情報共有の方法など、いくつかの課題は、今後、県全体として、地域防災計画等の改訂を踏まえた中で、随時、見直しが必要であると考えております。

今後は、平時から本マニュアルを活用し、有事に最善の活動が展開できるよう保健所や市町村において、関係部署と調整した独自の災害時保健活動マニュアルを整備していただき、県内の災害時保健活動体制が構築できることを期待しております。

最後に、策定にあたり御尽力いただきました国立保健医療科学院の上席主任研究官の奥田博子先生を始め検討会及びワーキング委員の皆様には、貴重な御意見をいただき心より感謝申し上げます。

平成 29 年 1 月

茨城県保健福祉部保健予防課長 根本雄二

目 次

第1章	マニュアルの基本的な考え方	1
第2章	平常時の取り組み	4
Ⅰ	各自治体における基本的な考え方	4
Ⅱ	市町村の取り組み	5
Ⅲ	保健所の取り組み	9
Ⅳ	県庁（保健予防課）の取り組み	10
第3章	災害時の対応	11
Ⅰ	被災地における災害時保健活動	11
1	フェイズごとの保健活動の一覧	11
2-1	市町村における災害時の対応	11
2-2	市町村におけるフェイズごとの保健活動	12
3	保健所における災害時の対応	25
4	県庁（保健予防課）における災害時の対応	27
*	災害発生時から復興期までの保健活動各期における保健活動の概要一覧	29
5	避難所における保健活動	
(1)	避難所における保健活動の留意点	30
(2)	避難者の健康管理	30
(3)	環境整備	33
6	在宅被災者の健康管理	35
7	避難所を含めた被災者の健康管理	
(1)	健康ニーズの把握	37
(2)	災害による二次的な疾病予防	38
(3)	こころの健康保持	43
(4)	ライフステージ等に応じた留意事項	44
8	市町村の要配慮者対策	47
9	こころのケア対策	48
10	支援者の健康管理	50
11	保健師等の応援・派遣要請及び受け入れ体制	
(1)	応援・派遣要請について	51
(2)	受け入れに関する県・保健所・市町村の役割分担	53
(3)	必要人数及び受け入れ計画について	54
(4)	災害支援ナースの活動と調整方法について	56
第4章	保健師等の派遣体制の整備	
Ⅰ	共通事項	
1	派遣者の計画名簿について	57
2	保健師等の派遣調整について	57
3	派遣保健師等の基本姿勢と役割	58
Ⅱ	県外への派遣	
1	保健師等の派遣調整について	58
2	派遣班について	59
3	派遣に伴う必要物品・活動時の服装について	59
4	移動手段や宿泊の確保について	60

5	各機関の役割について	60
Ⅲ	県内への派遣（応援保健師の派遣）	
1	保健師等の派遣調整について	60
2	派遣班について	60
3	派遣に伴う必要物品・活動時の服装について	60
4	移動手段や宿泊の確保について	60
	【資料編】	
1	災害時保健活動に関連する法律等	65
2	災害医療	68
3	災害時に活用する各種帳票	72
4	パンフレット等	別冊